

# 「令和5年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務」 企画提案に係る仕様書

## 1 委託業務の名称

令和5年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務

## 2 実施主体

宮城県

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

## 4 委託業務の目的

令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」という。）」において、本県では、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止している。また、共生社会づくり条例の施行に伴い、宮城県障害者差別相談センターや障害を理由とする差別に関する相談で、解決が見込めないときに、事案解決のためのあっせんを行うことが出来る「宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」を設置するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた支援体制の充実に努めてきた。

しかしながら、令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が26.7%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「交流による相互理解の促進」や「普及啓発」が不十分である状況を踏まえ、本県では、交流による相互理解の促進を目的として、より多くの県民が興味・関心を抱きやすく、また、さらなる理解促進・認知度向上の手法として、商品化や広報媒体等の2次利用への汎用性の高さなどから、障害者アート作品の社会的認知度を高める取組を通じて、相互理解の促進、共生社会づくりに向けた啓発を進めることとしている。

本業務では、上記県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が最も低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層（10代～30代）を主な対象とした障害者アート作品の展示会やフォーラム等の開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、障害者アート作品の商品化や広報媒体等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会の創出を目指す。

## 5 委託業務の内容

次の（１）から（７）までに掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

### （１）キャッチコピーの提案

本業務においては、障害理解が低いと考えられる若年層（10代～30代）を主なターゲットとして障害理解の啓発を図るものであり、法律や条例、制度を説明し、障害のある方への差別解消や合理的配慮の提供に向けた具体的な行動変容を求めるのではなく、まずは、障害者アート作品を通じて、より多くの県民が「障害を知る・障害のある方の活動に触れる」ことを目標としている。そもそも障害福祉に関心が無い状態である無関心層は、チラシやポスターに目を留めたり、Web ページを訪れたとしてもあまり気に留めないことが想定されることから、無関心層であっても「興味を引き付けられるキャッチコピー」について、より効果的な提案を求める。

### （２）障害者アート作品の展示

宮城県在住又は宮城県に縁のある障害者アーティストを基本として、若年層（10代～30代）が多く集まるイベントや施設等のまちの賑わう複数の場所で、障害者アート作品の展示を行うこと。また、実際に足を運ばない県民にも広く障害者アート作品をご覧いただけるように、下記５（５）で作成するホームページなどで、展示する障害者アート作品などを「いつでも・どこでも・誰でも」観覧出来るようにすること。

展示期間は、契約締結の日から令和6年2月29日の間で、本事業による障害者アート作品の一体的な展示であることを分かりやすくするため、下記（３）で開催するセミナーなどの開催時期とも合わせ、一定の期間に集中して展示することを基本とする。

なお、障害者アート作品を他イベントなどの開催場所で展示する場合、そのイベントなどが本事業の趣旨・目的に即したものであることを条件とする。また、障害者アーティストについては、プロ・アマチュアであることを問わないほか、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）所持者のみならず、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方も対象とする。

### （３）障害のある方とない方との相互交流

上記５（２）の展示と連動し、障害のある方とない方との相互交流の促進を目的として、下記のイベントを各1回以上実施すること。

なお、他イベントなどの1コンテンツとして実施する場合、そのイベントなどが本事業の趣旨・目的に即したものであることを条件とする。

- ① 障害者アートをテーマとしたセミナーやフォーラム等の学びを中心とした取組
- ② 県民交流イベントや余暇活動などを通じた触れ合いの取組

※ 本事業のターゲットは、若年層（10代～30代）であるが、子どもがいる家庭向けに「親子参加型」などとして、子どもが参加しやすいイベントとしても構わない。

- ③ 県内に所在する大学に在籍する大学生を対象とした、障害者アートを通じた障害のある方と学生の交流による相互交流の取組
- (4) 障害者アート制作支援団体等及び企業等に対する共同の取組の働きかけ等  
本事業の趣旨・目的に賛同する宮城県在住又は宮城県に縁のある障害者アーティストを支援する障害者芸術文化活動を積極的に行う障害者アート制作支援団体等と企業等との連携を構築することとし、両者に対し、障害者アートに関する共同の取組の働きかけを行うとともに、取組内容の提案及びその調整をすること。(例：企業のノベルティに障害者アートを活用するためのネットワーク構築等)  
併せて、県内でアート制作を行う障害者の社会参加の機会となるよう、企業等が利活用可能な優れた作品群を Web 上に常時掲載する取組を行うこと。
- (5) 事業の周知等  
本事業を PR するチラシやホームページなどの作成のほか、SNS による発信や関係機関との連携により一般県民や企業に対して効果的に事業を周知すること。
- (6) 独自提案 (任意)  
委託業務の目的を達成するため、上記に囚われない提案者の創意工夫に基づく取組を提案すること。
- (7) 県事業との連携  
本県の障害者関係事業と連携すること。

## 6 委託業務の達成目標

発注者が想定する、当該業務に係る最低限必要な事業達成目標は以下のとおりとするが、その他必要と思われる目標について提案すること。

- (1) 障害者アート作品展示会の来場者数 (観覧者数・閲覧者数) 1,000人以上
- (2) セミナー (フォーラム等) 参加者数 (実数) 30人以上
- (3) 県民交流イベント参加者数 (実数) 30人以上  
(障害のある方: 3人以上、障害のない方: 20人以上)
- (4) 学生交流イベント参加者数 (実数) 31人以上  
(障害のある方: 1人以上、障害のない方: 30人以上)
- (5) 参加企業数 5社以上
- (6) 参加障害者アート制作支援団体等数 10団体等以上

## 7 委託業務の実施体制

- (1) 各種専門スタッフの確保及び派遣  
各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行うこと。

(2) 事務スタッフの配置

本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受注者において1人以上配置すること。

## 8 注意事項

(1) 上記5について

上記5については、企画提案内容を基本とするが、県と協議し決定する。

(2) 進捗状況の報告等について

受託事業者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

(3) 委託契約書に定めのない事項について

受託事業者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

## 9 秘密及び個人情報の保持

(1) 秘密の保持

受託事業者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

## 10 その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

(2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。